

令和5年3月24日  
四国電力株式会社

## 広島高等裁判所における伊方発電所3号機運転差止仮処分を求める抗告の棄却について

本日、広島高等裁判所において、伊方発電所3号機の運転差止仮処分を求める抗告が棄却されました。

本件は、広島県などの住民が、伊方発電所3号機の運転差止めを求めた仮処分の申立てを却下した広島地方裁判所の決定（令和3年11月4日）に対して、同年11月17日、広島高等裁判所に即時抗告していたものです。

これまで、当社は、最新の科学的知見も踏まえながら、伊方発電所が地震に対する安全性を十分に有していることなどについて、裁判所に丁寧に主張・立証を行うとともに、抗告の棄却を求めてまいりました。

今回の決定は、伊方発電所3号機の安全性は確保されているとの当社のこれまでの主張が裁判所に認められたものであり、妥当な決定をいただいたものと考えております。

当社といたしましては、引き続き、安全性の向上に終わりはないことを肝に銘じ、伊方発電所の安全対策に不断の努力を重ねるとともに、今後の安全・安定運転に万全を期してまいります。

以 上